

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 廣田 浩一 様 あて名 〒151-0053 日本国東京都渋谷区代々木1-24-10 TSPビル4階 山の手合同国際特許事務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 02.06.2015	
出願人又は代理人 の書類記号 N-RC074-14P		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2015/056942	国際出願日 (日.月.年) 10.03.2015	優先日 (日.月.年) 13.03.2014	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B41J2/475(2006.01)i, B41M5/337(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社リコー			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input checked="" type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見 2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
---

見解書を作成した日 18.05.2015			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 大浜 登世子 電話番号 03-3581-1101 内線 3261	2P 4468

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a. 提出手段  紙形式  
 電子形式
  - b. 提出時期  出願時の国際出願に含まれていたもの  
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの  
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-14	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	1-14	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-14	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2013-111888 A (株式会社リコー) 2013.06.10,  
[0077], [0096]-[0106], 図7  
& US 2013/0135425 A1 & EP 2599634 A1 & CN 103129157 A

文献2 : JP 2011-025508 A (トーヨーカネツソリューションズ株式会社) 2011.02.10,  
[0028]-[0034], 図1-3 (ファミリーなし)

文献3 : JP 10-138641 A (ソニー株式会社) 1998.05.26,  
[0016]-[0020], 図1-3 (ファミリーなし)

文献4 : JP 2009-214538 A (株式会社リコー) 2009.09.24,  
[0149]  
& US 2009/0203521 A1 & US 2012/0075402 A1 & EP 2100743 A1  
& CN 101544141 A

請求項1-14に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-4に対して新規性及び進歩性を有する。文献1-4には搬送容器のレーザー光の照射により画像記録される記録部のレーザー光吸収率をA、搬送容器の画像部のレーザー光の吸収率をB、としたときに、 $A+30>B$ を満たすように構成することが記載されておらず、一方、本願発明はそれにより、記録部に照射されるべきレーザー光が誤って画像部に照射されたとしても表示画像の視認性及び機械読み取り性低下を抑制できるという有利な効果を発揮する。

## 第Ⅷ欄 国際出願に対する意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

請求項 1 に係る発明は記録部の吸収率  $A$ 、搬送容器の画像部の吸収率  $B$  とが、 $A+30>B$  を満たすことを特徴としており、「画像部」は「表示画像が描かれた画像部」であることが特定されている。そうすると、請求項 1 に係る発明は、表示画像が描かれた領域のレーザ光の吸収率と記録部の吸収率との関係が上記式を満たすものである。

一方、明細書には、画像部の吸収率  $B$  は、画像部の反射率  $C$ 、非画像部の反射率  $D$  を用いて式  $B=100 \times (1-C/D)$  により求められること（段落 0026, 0103, 0105-0109, 表 1, 2 参照。）、及び、このようにして求められる吸収率  $B$  が、記録部の吸収率  $A$  との間で上記式を満たすように構成することで、搬送容器に描かれた表示画像の視認性低下及び機械読み取り性低下を抑制することが記載されている。

ここで、式  $B=100 \times (1-C/D)$  により「画像部の吸収率  $B$ 」として求められているのは、表示画像が描かれた領域の吸収率ではなく、画像部の表示画像自体、すなわち、インクや色剤により構成された表示画像層の吸収率であると考えられる。そして、表示画像層の吸収率を規定することにより表示画像層の削れを防止していることが把握できる。

したがって、請求項 1 に係る発明には、発明の詳細な説明に記載された課題を解決するための手段のうち、「画像部の吸収率  $B$ 」が画像部の反射率  $C$ 、非画像部の反射率  $D$  を用いて式  $B=100 \times (1-C/D)$  により求められるインクや色剤により構成された表示画像層の吸収率である点が反映されていない。

また、請求項 1 を直接又は間接的に引用する請求項 2-12 と、請求項 13, 14 についても「画像部の吸収率  $B$ 」が画像部の反射率  $C$ 、非画像部の反射率  $D$  を用いて式  $B=100 \times (1-C/D)$  により求められるインクや色剤により構成された表示画像層の吸収率である点が反映されていない。